

# 身体拘束等適正化のための指針とマニュアル

株式会社ライナス

## 身体拘束等適正化のための基本的な指針

第1条 身体拘束は、利用者の生活及び活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービス提供の実施に努めます。

## 根拠となる法律

第2条 児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)  
障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

## 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

第3条 サービスに携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したサービスの提供を図るため、職員研修を実施します。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2) 新任職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(研修会等への参加、報告等)

## 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

第4条 当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合には、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合のみ必要最低限の身体拘束を行うことがあります。また、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

◇身体拘束を実施する際の3要件

- 1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

◇身体拘束を実施する際の手順

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人及び保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する

(3) 記録

記録専用の様式を用いて、その対応及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

## 身体拘束適正化検討委員会設置に関する事項

---

第5条 当法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。運営にあたっては、「権利擁護・虐待防止委員会」と一体的に実施します。

### (1) 設置の目的

- ①身体拘束等の適正化のための指針及びマニュアルの整備
- ②やむを得ず身体拘束を実施する場合及び身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修

### (2) 委員会の構成員

- ①本委員会の運営責任者(以下、委員長)は当法人の代表者とする
- ②「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者(以下、委員)」は、委員長が選任した者とする

### (3) 委員会の開催

- ①本委員会は、原則として年1回以上委員長が招集し、開催する
- ②その他協議が必要となる事案が発生した際は、委員長が招集し開催する
- ③本委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある

## 指針の閲覧

---

第6条 当事業所の身体的拘束等適正化のための指針は、身体拘束廃止への理解と協力を得るため、利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。